

性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
- 性犯罪被害相談電話の無料化を実施している。

性犯罪被害相談電話

相談してね！
シャープ ハートさん
#8103

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギゅっとちゃん」

あなたの声を
しっかり受け止めます

あなたの心に寄り添いたい

●この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
●緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。
●土日・祝日及び休務時間外は、当直で対応します。
●相談される方の電話の種類によっては、つながらない場合があります（一部のIP電話等）。



警察における性犯罪被害者への対応

警察においては、性犯罪被害が潜在化しないよう、被害者が届出をしやすい環境を整備するとともに、捜査過程で被害者に二次的被害を与えないようにするための各種取組を推進

取組内容

○ 体制の整備

- ・ 全国の警察本部に「性犯罪捜査指導官」「性犯罪捜査指導係」を置き、捜査指導や捜査員の育成を実施
- ・ 性犯罪被害者からの事情聴取等を行う「性犯罪指定捜査員」の指定を推進(平成31年4月現在で約9,600人を指定)

○ 性犯罪捜査に従事する警察官等に対する教育・訓練

- ・ 警察大学校において、臨床心理士、精神科医等の専門家や実際に性犯罪被害に遭われた方を講師に招き、被害者心理に関する講義等を実施
- ・ 各都道府県警察の警察学校や警察署等において、性犯罪被害者の心理等に関する各種研修を実施

○ 被害届の適切な受理

- ・ 被害者の立場に立ち、被害の届出がなされた場合には、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて即時受理
- ・ 各都道府県に設置されているワンストップ支援センター等を訪問して、性犯罪被害者に対する警察官の対応に関する実態把握を実施し、寄せられた意見・要望を警察官の対応向上を図るための指導や研修等に活用